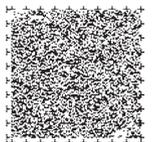
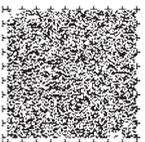


分野ごとの計画

第2部





第1章

子ども・子育て分野

1 めざす姿と施策の全体像

(1) めざす姿

未来を担う全ての子どもが、
生育環境にかかわらず健やかに成長し、
幸福な生活ができる地域共生社会
～地域で支え合う子どもの未来～

子育て世帯の働き方やライフスタイルが多様化する中、様々なニーズに合わせた保育サービスをはじめとする質の高い子ども・子育て支援サービス、切れ目のない一貫した相談・支援体制を提供し、安全に安心して子育てができる環境を整備します。

また、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、将来への夢や希望を描きながら成長できるよう、子どもの権利を守りながら、地域と連携した支援体制を構築します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

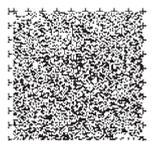
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



(2) 施策の全体像

施策（中項目）	小項目	関連計画
1 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充	(1) 多様な保育サービスの充実	
	(2) 保育施設を円滑に利用できる環境整備	
2 保育施設における保育の質の向上	(1) 保育内容の質の向上	
	(2) 質の高い保育環境の整備	
	(3) 保育体制の質の確保	
	(4) 教育・保育の連携体制の整備	  
3 子育て支援サービスの充実	(1) 在宅での子育て支援事業の推進	
	(2) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援	
	(3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進	
	(4) 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築	
子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備	
	(2) 青少年の健全育成のための支援	
5 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	(1) 子どもの最善の利益を実現する施策の推進	
	(2) 児童虐待未然防止対策等の推進	
	(3) 身近な児童相談所における支援の充実	
	(4) ヤングケアラー支援対策の推進	
6 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える	(1) 相談事業・子育て情報提供の充実	
	(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進	
	(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応	
	(4) 離婚前後の親への支援	
7 子どもの未来を応援する施策の推進	(1) 生活環境の安定の支援	
	(2) 経済的安定の支援	
	(3) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備	

【関連計画 凡例】



: 港区子ども・子育て支援事業計画

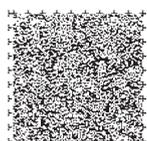


: 港区学校教育推進計画



: 港区幼児教育振興アクションプラン

関連計画等の詳細



具体的な取組

① 一時預かり事業の推進	② 未就園児の定期的な預かり事業の実施
③ 医療的ケア児・障害児保育の充実	④ 病児・病後児保育の充実
⑤ 保育定員の適正な管理	⑥ 認証保育所・認可外保育施設入所者への支援
① 利用者支援事業の推進	② 育児休業からの復帰後の入所支援
① 多様な主体との連携による保育の質の向上策の推進	② 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上
③ 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進	④ 給食を通じた食育の推進
① 園児の遊び場の確保	② 保育施設における安全確保の推進
① 保育従事職員の確保・定着の支援	② 保育士の業務負担軽減の推進
① 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校での交流・連携	
② 保幼小合同研修会等の充実	
① 在宅子育て家庭向けサービスの充実	② 地域での在宅子育て家庭支援の推進
① 多子世帯、多胎児を育てる家庭の負担軽減	
② 多子世帯に対する移動の支援	
① 伴走型相談支援の推進	② 妊娠・出産期における経済的支援の推進
① 子育て援助活動支援事業の充実	② 地域における子ども・子育て支援者の育成
③ 区立保育園による地域に対する子育て支援	
① 学童クラブ事業の充実	
② 区立小学校を活用した放課後の居場所づくり（放課GO→）の推進	
③ 地域における児童の健全育成機能の強化	④ 保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援
① インターネットの適正利用の啓発	② 自主的・創造的な活動の支援
③ リーダー育成の支援	
① 「子どもの権利条約」4つの原則の啓発	② 子どもの意見を把握する取組の推進
① 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進	
② 養育支援訪問事業の充実	③ 地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進
④ 要支援家庭等への支援の充実	⑤ 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化
① 児童のニーズに応じた社会的養護の充実	② 親子関係再構築支援の充実
③ 施設退所後等の児童の自立の支援	④ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進
⑤ 一時保護所の適正な運営の確保	⑥ AI等を活用した相談対応機能の強化
① 家庭が抱える様々な状況・課題の共有と支援	② 子どもが声を上げやすい環境づくり
③ 子どもの身体的な負担軽減と心理的サポート	
① 子ども家庭支援センターの相談体制の充実	② 相談体制の整備
③ 子育て情報提供の充実	
① ひとり親家庭に対する経済的支援の充実	② ひとり親家庭に対する生活支援の充実
① DV被害者支援策の強化・充実	
① 離婚前後の親への支援策の強化・充実	
① 子育て家庭の生活や社会参加の支援	② 高校生の居場所づくり
① 家庭環境等に様々な問題を抱える家庭への経済的支援	
② 教育にかかる経済的支援の充実	
① 子どもの未来応援施策の普及・啓発	② 子どもの孤食解消と保護者支援

総論

分野ごとの
計画

まち・
子育て

高齢者

障害者

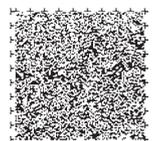
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



2 子ども・子育て分野の施策

施策1 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 保育園待機児童の解消

区は、平成 29(2017)年 4 月の待機児童数が前年度 4 月に比べて大幅に増加したことを受け、待機児童解消緊急対策を開始しました。

区立認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、港区保育室の開設、開設後間もない保育園の空きクラスを活用した 1 歳児定員の拡大など、様々な手法による保育定員拡大に取り組み、平成 31(2019)年 4 月に待機児童ゼロを達成しました。

以降、各年度 4 月時点での待機児童ゼロを継続しています。

(2) 保育施設の定員に対する空きの増加

区内の保育施設数の増加により、入園希望者の選択肢が増え、より希望にあった園に入園できるようになりました。

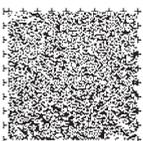
一方で、小学校就学前人口や入園希望者数の伸びが想定よりも鈍化した結果、近年、私立認可保育園や小規模保育事業所を中心に、特に 3 歳児から 5 歳児クラスの空きが多く発生しています。

今後の保育定員の設定については、真に必要な量を見極めながら行う必要があります。

(3) 一時預かり、病児・病後児保育の供給不足

保育園待機児童が解消された一方で、認可保育園で実施する一時保育や、子育てひろば「あっぴい」等で行われる乳幼児一時預かり事業については、「空きがなく予約が取れない」という意見が、近年継続して寄せられています。

病児・病後児保育については、保護者の仕事と子育ての両立のため利用ニーズが高い一方、受入れの枠が少なく、申し込んでも利用できない場合があり、適切な定員を確保していく必要があります。



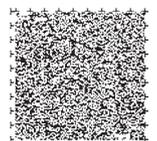
施策の考え方

今後の人口動向や社会経済情勢の変化が、子育て家庭に及ぼす影響を十分に踏まえた上で、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルによる様々なニーズにあわせた保育サービスを展開していきます。また、保育施設の利用を希望する家庭が、円滑に利用できる環境を整備します。

◆保育施設の種別◆

保育施設は、乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。認可の有無等の違いにより、様々な種類の保育施設があります。

種別	内容
認可保育園	児童福祉法等に定められた基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備等）を満たし、認可を受けた保育施設。
港区保育室	待機児童解消を目的に区が独自に設置した保育施設。認可外保育施設ですが、保育料、保育内容は認可保育園と同様です。
認定こども園	就学前の教育・保育を一体的に行う施設。就労状況が変わっても同一園に在籍し続けることができます。
小規模保育事業所	0～2歳児を保育する区の認可施設。6～19人以下の小規模な定員で運営しています。
認証保育所	東京都独自の基準を満たし、区から補助を受けている保育施設。都市の多様化する保育ニーズに対応するために制度が創設されました。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設の総称。



小項目と具体的な取組

(1) 多様な保育サービスの充実

子育て世帯の様々なニーズにきめ細かく対応するため、一時預かりや病児・病後児保育、医療的ケアが必要な児童等の保育など多様な保育サービスを推進し、子育てと就労の両立を支援します。また、保育需要を的確に把握し、保育定員を適正に管理することで、可能な限り、保育施設の定員に対する空きを縮減しつつ、待機児童ゼロを継続します。

具体的な取組

① 一時預かり事業の推進

理由を問わずに利用できる乳幼児一時預かり事業や、区立認可保育園での一時保育事業、私立認可保育園等での余裕活用型一時保育事業を推進します。また、みなと保育サポート事業の再編などにより、一時預かり事業の充実を図ります。

② 未就園児の定期的な預かり事業の実施

新規

在宅子育て家庭の保護者のリフレッシュや子ども同士の交流の機会を設けるため、未就園児を週に数回、定期的に保育を行う事業を試行的に開始し、港区版こども誰でも通園制度の構築をめざします。

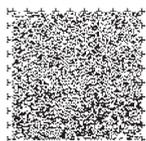
③ 医療的ケア児・障害児保育の充実

拡充

医師などの専門職による巡回指導や研修を実施し、状況に応じて必要な職員配置をするなど、障害児保育の充実を推進します。元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラスでは、関係機関と連携をとり、個々に合わせた保育を実施します。

④ 病児・病後児保育の充実

病気の回復期等で保育園での集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かる病児・病後児保育の充実を図るとともに、ベビーシッター等を利用して家庭で病児・病後児保育を行う場合の費用の一部を助成します。



⑤ 保育定員の適正な管理 **計画事業**

待機児童ゼロを継続するとともに、定員に対する空きを縮減できるよう、保育定員の適正な管理に取り組みます。また、小規模保育事業には連携施設を確保するとともに、認定こども園については、各地区に1園ずつの整備をめざします。

目標	現況	後期実施内容		
		令和8年度末	令和5年度末	令和6年度
区立認可保育園 22園(※1)	22園	—	—	—
私立認可保育園 70園(※1)	62園	設置4園	設置2園	設置2園
認定こども園 1園	1園	—	—	—
小規模保育事業 10園	10園	—	—	—
港区保育室 9園	10園	—	—	—
認証保育所 17園	17園	—	—	—
保育定員(※2)	8,664人	8,532人	8,667人	8,820人

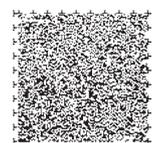
※1 保育園分園は、1園として計上しています。

※2 保育定員は、各年度4月1日現在の数値で、上記施設の定員に居宅訪問型保育事業、みなど保育サポートの定員を加えた合計です。

⑥ 認証保育所・認可外保育施設入所者への支援

拡充

多様な保育ニーズを満たすことができる施設の利用を支援するため、認可保育園の入園の申込みをしながら認証保育所・認可外保育施設に在園している児童の保護者に対して、保育料の補助を実施します。



(2) 保育施設を円滑に利用できる環境整備

保護者の希望や家庭の状況に応じて、保育施設を円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュの活用など、相談体制や情報提供を強化することで、保護者の保育園選びを支援します。また、育児休業明け入所予約制度を継続し、安心して育児休業制度を利用できるよう支援します。

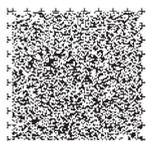
具体的な取組

① 利用者支援事業の推進

子育て家庭が、保育施設をはじめとする子ども・子育て支援サービスを適切に選択・利用できるよう、保育コンシェルジュや子育てコーディネーターが保護者等の相談を受ける体制を整備します。

② 育児休業からの復帰後の入所支援

育児休業制度を安心して利用できる環境を整えるために、保育園の入所予約制度を継続することで、育児休業中の保護者の保育園選びを支援します。



施策2 保育施設における保育の質の向上

SDGsのゴール
との関係

現状と課題

(1) 保育の質の重要性の高まり

「保育の量」の課題であった保育園待機児童は解消した一方で、近年の待機児童対策により急増した保育施設の「保育の質」の向上はますます重要な課題になってきています。

「保育の質」については、子どもが健やかに育つための保育内容、子どもが安全・安心に過ごすことのできる保育環境、保育士がいきいきと働くことができる保育体制など、その内容は多岐にわたり、それら全てについて向上させていくことが必要です。

(2) 認可外保育施設を含めた区内全体の保育の質の向上

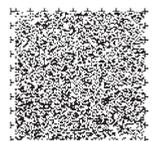
令和3(2021)年4月の児童相談所設置市移行により、認可保育施設に加え認可外保育施設に対する指導監督も区が行うことができるようになりました。

近年利用が増加しているインターナショナルスクールを含む認可外保育施設の更なる保育の質の向上に取り組む必要があります。

(3) 安全・安心な保育環境の確保

令和4(2022)年6月に成立した改正児童福祉法等により、保育所等の児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るための計画の策定が義務付けられ、定期的に計画に基づく研修や訓練を実施することとされています。

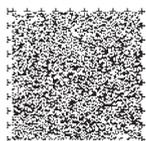
また、保育施設における子どもの安全確保については、送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生するなど、重大事故が繰り返し発生しており、徹底した対策に取り組むことが求められています。



施策の考え方

子どもの健やかな成長のためには、保育の内容や環境、保育体制の質の向上が不可欠です。近年の待機児童対策により、区内の保育施設数は急激に増加し、保育の質の向上はますます重要になってきています。

区では、研究機関等の多様な主体と連携した保育の質の向上策や、保育士の業務負担の軽減、保育士等の専門性を高め資質を向上させる研修、施設の指導・監督の強化や関係機関との綿密な連携などにより、保育の質の向上に向けた取組を推進します。



小項目と具体的な取組

(1) 保育内容の質の向上

保育内容の質のさらなる向上を図るため、施設に対する指導監督や保育アドバイザー派遣を実施するとともに、研究機関等と連携した委員会設置や研修を実施するなど、多様な主体と連携した施策を実施します。

具体的な取組

① 多様な主体との連携による保育の質の向上策の推進

効果的な保育の質の向上策を実施するため、研究機関等の多様な主体と連携し、保育の質向上に向けた委員会設置や、保育の実践的事例集を活用した取組等を推進することにより、区内保育施設全体の保育の質の底上げを図ります。

② 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上

拡充

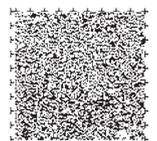
保育施設に対する指導監督により、基準に基づく運営や保育を遵守しているかを確認するとともに、認可保育施設に対しては保育の専門的な知見を持つアドバイザーを派遣するなど、保育施設の持つ課題に対し早期の解決や支援を行います。

③ 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進

乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育を推進するために、学識経験者等と連携した研修や、私立認可保育園に対する区立認可保育園の公開保育等を実施します。また、保育指導員による巡回をとおして保育園の運営を支援します。

④ 給食を通じた食育の推進

子どもが食事の大切さを知り、望ましい食習慣を身につけ、健康な生活を送れるよう、給食を通じた食育を推進します。また、保育従事職員への研修等を通じて、食物アレルギーや離乳食の進め方等の基礎知識定着や対応の充実を図ります。



(2) 質の高い保育環境の整備

質の高い保育環境を整備するため、様々な手法を活用し、保育施設を利用する児童が、のびのびと遊ぶことができる場所の確保に取り組みます。また、児童や保護者が安心して保育施設を利用できるよう、施設の安全確保を推進します。

具体的な取組

① 園児の遊び場の確保

国や東京都、民間事業者に対し、遊び場整備のための未活用地の情報提供を求めるとともに、様々な手法を活用して園児の遊び場の確保に取り組みます。

② 保育施設における安全確保の推進

各施設が、児童・保護者への安全指導や施設・設備の安全点検など、安全計画に定めた取組を確実に実施するよう指導します。また、キッズ・ゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。

(3) 保育体制の質の確保

保育従事職員の確保・定着の支援や業務負担の軽減に取り組み、職員が意欲的に保育に従事できる環境を整えることで、区内保育施設の体制確保を図ります。

具体的な取組

① 保育従事職員の確保・定着の支援

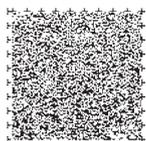
拡充

私立認可保育園などにおける保育人材の確保・定着、並びに保育サービスの質の向上を図るため、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舍借り上げなどの処遇改善の取組を支援します。

② 保育士の業務負担軽減の推進

拡充

I C T化を通じて保育士の業務負担軽減及び保護者の利便性向上を図ります。また、配置基準を上回る保育士の配置や、保育の周辺業務を担う保育支援者の活用などにより、保育体制を強化し、保育士が保育に専念できる環境を確保します。



(4) 教育・保育の連携体制の整備

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続を図るため、保幼小連絡協議会（公私立保育園、公私立幼稚園、公立小学校の代表で組織）や合同研修会の実施等を通じて保育園、幼稚園、小学校の連携体制を強化します。

※幼児教育・小学校教育については、「港区学校教育推進計画」、「港区幼児教育振興アクションプラン」において、その基本的な考え方や施策を示しています。内容については241ページを参照してください。

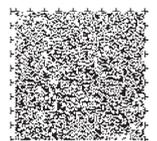
具体的な取組

① 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校での交流・連携

教員・保育士同士の意見交換や子ども同士の交流等を通じて、「架け橋期の教育」の充実を図るとともに、「家庭で大切にしたいことハンドブック」や「小学校入学前教育カリキュラム」、「5歳児指導ポイント集」の活用を促進します。

② 保幼小合同研修会等の充実

教員・保育士の合同研修会を小学校区域ごとに実施し、公開保育や公開授業等を通じ、相互理解を図るとともに、教員・保育士の専門性の向上を図るための幼児教育研修会を計画的に実施します。



施策3 子育て支援サービスの充実

SDGsのゴールとの関係



現状と課題

(1) 在宅子育て家庭の孤独感・負担感の増加

区内では、0歳児がいる子育て世帯の7割が在宅で子育てをしており、その3割が祖父母等の子育て支援を受けられていない状況です。

孤立した育児に陥りやすい在宅子育て家庭に対する支援をさらに進めていくことが必要です。

(2) 子育て支援が必要な人に切れ目なく支援できる環境づくりを推進

子どもの虐待による死亡事例の6割が0歳児であるなど、妊娠から産後間もない妊産婦は、子育てに関する不安や負担感を抱えやすい傾向にあります。

身近な場所で相談に応じ、個別の状況に応じた支援につなげる仕組みの構築など、妊産婦など子育ての支援を必要とする人が、切れ目のない支援を受けることができる環境づくりを推進していく必要があります。

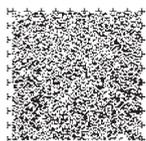
(3) 子育て支援に関わる担い手の確保

産後間もない妊産婦や、0歳児を抱える在宅子育て家庭など、孤立した育児に陥りやすい子育て世帯には、身近な場所でサポートを受けながら、子どもを育てることができる環境が必要です。

身近な地域で、子どもと子育てを支援するためには、子ども・子育て支援の新たな担い手を育成し、確保する必要があります。

施策の考え方

子育てに関するあらゆる不安を取り除き、希望する数の子どもを安心して生み育てることができるよう、結婚、妊娠、出産など子育て世帯の様々なライフステージに応じた子育て支援サービスを、地域資源を活用しながら展開し、全年齢層への「切れ目のない支援」を実現します。



小項目と具体的な取組

(1) 在宅での子育て支援事業の推進

保護者のリフレッシュなど理由を問わずに利用できる一時預かり事業や派遣型一時保育、ベビーシッター利用支援事業、産前産後家事・育児支援事業などの在宅子育て家庭向けサービスや、子育て家庭の親と子どもが集える場を提供する子育てひろば事業により、在宅子育て家庭の孤独感や負担感の軽減を図ります。

具体的な取組

① 在宅子育て家庭向けサービスの充実

拡充

一時預かり事業や派遣型一時保育、ベビーシッター利用支援事業、産前産後家事・育児支援事業などを推進するとともに、港区版こども誰でも通園制度を構築することで、在宅子育て家庭の孤独感や負担感の軽減を図ります。

② 地域での在宅子育て家庭支援の推進

拡充

子育てひろば事業により、子育て家庭の親と子どもが集える場を提供することで、子育ての孤立化を防ぎます。また、子育てに関する不安や悩みの相談に応じることで、育児不安を軽減し、身近な地域で子育て家庭を支援します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

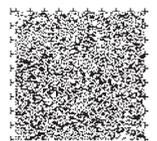
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



(2) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援

第2子以降の保育料や多胎児における第2子以降の一時預かり事業利用料を無料にする
とともに、産前産後家事・育児支援事業やベビーシッター利用支援事業の利用上限時間を
子どもの数に応じた時間数にすることで、多子世帯や多胎児を育てる家庭の負担軽減を図
ります。また、未就学児が2人以上いる世帯へのタクシー利用券配付や、多胎児産婦に対
する港区コミュニティバス乗車券の無料発行により、多子世帯の移動を支援します。

具体的な取組

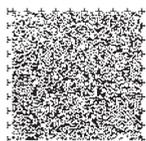
① 多子世帯、多胎児を育てる家庭の負担軽減

拡充

第2子以降の保育料や多胎児における第2子以降の一時預かり事業利用料の無
料化や、産前産後家事・育児支援事業、ベビーシッター利用支援事業の利用上限
時間を子どもの数に応じた時間数にすることで、子育て負担の軽減を図ります。

② 多子世帯に対する移動の支援

多子世帯の移動を支援するため、未就学児が2人以上いる世帯を対象にタクシ
ー利用券を配付するとともに、多胎児産婦に対しては、港区コミュニティバス乗
車券について、子どもの数に応じた枚数を無料で発行します。



(3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進

新生児全戸訪問や妊婦全数面接を実施し、育児相談や母子保健サービスの紹介を通じた支援等を行うとともに、出産・子育て応援ギフトや育児パッケージを配付し、伴走型の相談支援と経済的支援を実施します。

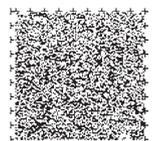
具体的な取組

① 伴走型相談支援の推進

新生児全戸訪問や、妊娠届のあった妊婦を対象とした妊婦全数面接を実施し、保健師や助産師等の専門職が育児相談、産後の体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行うことで、育児への不安を解消します。

② 妊娠・出産期における経済的支援の推進

新生児全戸訪問や妊婦全数面接を受けた区民を対象に、出産・子育て応援ギフトや育児パッケージを配付し、妊娠・出産期の経済的な支援を実施します。



(4) 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築

子育ての手助けが必要な人と手助けする人をむすび、保育や保育施設等への送迎などを行う「育児サポート子むすび」や、港区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」、区立保育園での「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの交流事業により、地域ぐるみで子どもと子育てを支援する体制を構築します。

具体的な取組

① 子育て援助活動支援事業の充実

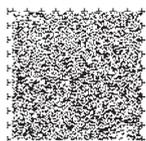
住民相互のつながりを広げ、地域全体で子どもの成長を支えることを目的に、子育ての手助けが必要な人と手助けする人（協力会員）をむすび、保育や保育施設等への送迎などを行う「育児サポート子むすび」を実施しています。

② 地域における子ども・子育て支援者の育成

一時預かり事業や子育て援助活動支援事業、派遣型一時保育事業等、港区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」を実施し、地域で子どもと子育てを支援する環境を整備します。

③ 区立保育園による地域に対する子育て支援

妊産婦や在宅子育て家庭を対象に、育児相談や子育て情報の提供を行うとともに、「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの保育園での交流事業を実施します。



施策4 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

SDGsのゴールとの関係



現状と課題

(1) 学童クラブ待機児童の解消

区はこれまで、学童クラブの新規開設や既存学童クラブの定員見直しなど、様々な手法により定員を積極的に拡大したことで、学童クラブの対象年齢引き上げ以降、人口増加率を上回る定員数の拡大を実現しました。しかし、学童クラブの入会希望者は増加傾向にあり、未だ入会待ちの児童が発生しています。引き続き、学童クラブ事業の質の向上を図るとともに、定員拡大に取り組む必要があります。

(2) 全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所の確保

地域における児童の健全育成支援の拠点となる児童館や子ども中高生プラザについては、各地区に子ども中高生プラザを設置するとともに、児童館の適正配置や児童館機能の整備を進めてきました。しかし、各施設で中高生の利用が低く、当事者の意見を積極的に反映した魅力的な取組が求められています。

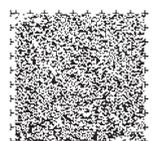
(3) 青少年が犯罪に巻き込まれない環境の確保

現在は、地域で子どもを見守る環境が大きく変わり、生活困窮などの家庭環境が見えづらくなっています。また、インターネットトラブルや性犯罪を含む犯罪行為から青少年を守り、青少年犯罪防止にも取り組むことが必要です。

施策の考え方

放課後に子どもが安全に安心して過ごすことのできる場を確保するため、子どもの居場所づくりを推進します。

また、児童の心身ともに健やかな育ちを支援するため、学童クラブの質の向上や、環境学習、青少年健全育成の支援を推進します。



小項目と具体的な取組

(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備

増加する学童クラブ需要に応えるため、学童クラブの弾力的な運営や施設の改善等により、定員拡大等に取り組みます。また、放課後児童支援員の確保に向けた環境整備に取り組むなど、学童クラブ事業の質の向上を図ります。さらに、子ども中高生プラザや児童館等における質の高いプログラムの実施や、環境学習の推進などにより児童の健全育成を支援します。

具体的な取組

① 学童クラブ事業の充実 **計画事業**

拡充

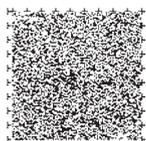
増加する学童クラブ需要に応えるため、弾力的な運営や施設の改善を行うほか、新規開設による定員拡大等に取り組みます。安全・安心な居場所を確保し、児童の心身ともに健やかな育ちを支援するため、学童クラブの質の向上を図ります。

目標	現況	後期実施内容		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
令和8年度末 学童クラブ定員数 3,643人	令和5年度末 3,480人	令和6年度 3,520人 (定員増40人)	令和7年度 3,520人	令和8年度 3,643人 (定員増123人)
施設設置数 37クラブ	36クラブ	設置1クラブ (放課GO→学童クラブみた)	-	-

◆小学生の放課後の過ごし方◆

児童館・子ども中高生プラザ等の一般来館・直接一般来館、放課GO→・放課GO→クラブ、学童クラブなど、放課後の過ごし方には、様々な選択肢があります。子どもの成長や、家庭の状況に合わせて放課後の過ごし方が選択できます。

施設・事業種別	特徴
児童館等の一般来館	遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、乳幼児から高校生までの幅広い年齢の子どもたちと行事や各種グループ活動を行います。
児童館等の直接一般来館	児童館等は原則一旦帰宅してから遊びにくるところですが、保護者の就労等の事情がある場合に限り、放課後に直接来館することができます。
放課GO→ クラブ ↓	放課GO→ 学校施設等を活用し、学習、スポーツなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養います。
	放課GO→ 学童クラブ 学校施設等において、保護者が就労等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、生活の場を提供します。
学童クラブ	児童館等において、保護者が就労等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、生活の場を提供します。



② 区立小学校を活用した放課後の居場所づくり（放課GO→）の推進

区立小学校内で児童が安全・安心に活動できる放課後の居場所づくり事業（放課GO→）を行います。

③ 地域における児童の健全育成機能の強化

子ども中高生プラザ、児童館等を乳幼児を持つ保護者への子育て支援や幼児期から中高生に至るまでの児童が過ごす場の提供等、地域における子ども・子育て支援の拠点として活用します。

④ 保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援

拡充

環境学習を行うことができる環境づくりを支援するため、都心に生息する生物や生息環境に精通する専門家を小学校等に派遣します。

（2）青少年の健全育成のための支援

子ども・若者がSNS等を通じ犯罪に巻き込まれるケースが増えています。インターネットを適切に利用するためのリテラシー教育を通じて、子どもたちが安全にインターネットを利用できる環境づくりを行います。また、青少年が犯罪に巻き込まれない環境を確保するため、青少年の自主的・創造的な活動及び地域におけるリーダー育成を支援します。

具体的な取組

① インターネットの適正利用の啓発

青少年の成長に好ましくないインターネットサイトへのアクセス制限や、安全で適切なインターネット環境の利用に向けたリテラシー教育を子どもやその保護者に行い、子どもたちがインターネットを有効に活用できる環境を整備します。

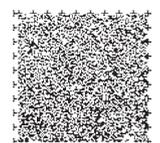
② 自主的・創造的な活動の支援

拡充

各地区の青少年対策地区委員会が行う、地域特性に応じた活動（みなとキャンプ村、運動会など）や、消防少年団によるボランティア活動など地域の青少年関係団体の活動を支援します。

③ リーダー育成の支援

豊かな知識経験を有する地域の人材が、青少年の人材育成を行うことで、青少年が地域活動のリーダーになるよう支援します。



施策5 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

SDGsのゴール
との関係



現状と課題

(1) 子どもの最善の利益を第一に考えた環境整備

令和5(2023)年4月、子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とする「こども基本法」が施行されました。

こども基本法には、地方公共団体に、法の基本理念にのっとり子ども施策を策定・実施する責務や、施策に子ども等の意見を反映することが定められており、子どもの環境を改めて見直し、子どもの最善の利益を第一に考えた仕組みを整備していく必要があります。

(2) 身近な児童相談所における支援の充実

区は、児童の心身の健やかな成長をめざし、妊娠期から児童の自立まで切れ目のない支援を行うため、令和3(2021)年4月、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設「港区子ども家庭総合支援センター」を開設しました。

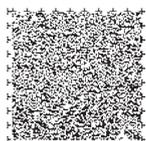
子どもの権利擁護を尊重し、一人ひとりの支援ニーズに対応できる社会的養護(※)の充実と、身近な自治体ならではの地域の連携ネットワークを生かした質の高い支援の充実が必要です。

(3) 区内の児童虐待の件数は増加傾向

児童虐待は大きな社会問題となっており、全国的にその件数は増加傾向にあります。区が令和4(2022)年度に受理した児童虐待相談件数は、児童相談所は956件、子ども家庭支援センターは867件でした。

子ども家庭支援センターは、児童相談所等の関係機関と連携を強化し、妊娠期から児童の自立まで、切れ目なく総合的に対応できる環境を整備し、児童虐待の未然防止に努めていきます。

※社会的養護：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。



(4) ヤングケアラーの区内の現状

区では、令和4(2022)年9月～10月に、ヤングケアラー実態調査を実施しました。調査結果から、区においても一定程度の家族のお世話をしているヤングケアラーと思われる子どもが存在していることがわかりました。

一方で、子ども本人と家族にヤングケアラーという自覚がない、家庭内のデリケートな問題を周囲に知られたくないなどの理由から、支援が必要な家庭であっても表面化しにくく、支援につながりにくい状況にあります。

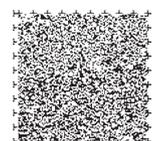
施策の考え方

全ての子どもの権利を擁護し、様々な事情により保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭への支援を充実させることで、一人ひとりの健やかな成長、発達及び自立が保障された環境の整備の実現をめざします。

◆港区子ども家庭総合支援センター◆

港区子ども家庭総合支援センター（愛称：ミナトイク）は、「子ども家庭支援センター」「児童相談所」「母子生活支援施設」が一体となった複合施設です。増加する児童虐待などの子どもの相談に迅速にワンストップで対応するとともに、各施設の持つ機能と専門性を活用し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、地域ぐるみで切れ目なく、子どもと家庭への丁寧な支援を行っています。

種別	役割
子ども家庭支援センター	「子ども・子育て支援サービスの提供」と「子どもと家庭の総合相談」の2つの機能を持ちます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、ひとり親家庭の支援、配偶者等からの暴力（DV）や離婚などの家庭相談を実施し、子どもと家庭の状況に応じた総合的な支援を行います。
児童相談所	児童福祉法等に基づく子どもと子どもを養育する人等のための専門相談機関です。妊娠期から子どもの自立まで、子どもに関する問題等を気軽に相談することができます。
母子生活支援施設 メゾン・ド・あじさい	様々な事情から支援が必要となった母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援するための施設です。本施設では、母子がそれぞれの居室で暮らします。子どもは、保育園や学校等に通います。



総論
分野横断的
取組
参考資料
地域福祉
生活福祉
健康づくり・保健
障害者
高齢者
子ども・子育て

小項目と具体的な取組

(1) 子どもの最善の利益を実現する施策の推進

「子どもの権利条約」の4つの原則について、啓発活動を実施するとともに、様々な機会をとおして、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。また、子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に区政やまちづくりに参加するための仕組みを構築します。

具体的な取組

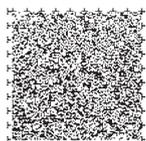
① 「子どもの権利条約」4つの原則の啓発

「子どもの権利条約」の4つの原則「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」について啓発活動を実施します。

② 子どもの意見を把握する取組の推進

新規

子どもの意見を反映した施策を講じていくため、子どもの声を拾う強化月間としての「港区こども月間」や、子どもの意見を表明する機会としての「みなとこども会議」の実施など、子どもの意見を把握する取組を推進します。



(2) 児童虐待未然防止対策等の推進

港区要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携を強化し、支援対象児童等の早期発見や対応力を高めるとともに、子ども家庭支援センターを中心とした要支援家庭等への支援を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。

具体的な取組

① 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進

要保護児童対策地域協議会と関係機関との連携の強化や子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業の実施等を通じて支援対象児童を早期に発見し、的確な対応を行うことができる環境を整備します。

② 養育支援訪問事業の充実

子どもの養育で支援が必要な家庭に、一定期間家事や育児などの必要な支援を行います。特に、孤食の傾向などの課題を抱える家庭には、食事の支援に加えて、家庭の問題全般への関わりを持ち、児童虐待の未然防止や早期対応につなげます。

③ 地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進

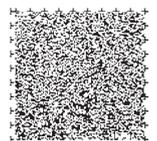
児童虐待について地域住民が関心を持ち、未然防止や早期発見への意識が高まるよう、リーフレット等の作成・配布や講演会の実施などにより、啓発活動を推進します。

④ 要支援家庭等への支援の充実

児童の養育が困難な要支援家庭等に対して、ショートステイ事業や医療機関と連携した保護者支援プログラム等の実施を通じた支援を行い、児童虐待の未然防止を図ります。

⑤ 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することで、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化します。



(3) 身近な児童相談所における支援の充実

区に児童相談所を設置した強みを生かし、地域住民、ボランティア、民間団体、関係機関等と連携・協働し、子どもの意見・意向を尊重した権利擁護の取組や、養育上の問題により傷ついた親子関係の再構築支援など、港区ならではの支援を充実します。また、A I ・ I C T 機器等を積極的に活用し、増加する虐待相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう相談対応機能を強化します。

具体的な取組

① 児童のニーズに応じた社会的養護の充実

児童養護施設等への措置や里親への委託に当たっては、東京都及び特別区とも連携、調整し、児童のニーズに応じた支援を行います。また、施設等で暮らす子どもの権利が擁護され安心して生活できるよう支援します。

② 親子関係再構築支援の充実

養育上の問題で傷ついた親子関係を修復・再構築し、親と子が互いの存在や価値を肯定して生きていくことができるよう施設や里親、民間団体等多様な主体と連携・協働して支援します。

③ 施設退所後等の児童の自立の支援

児童養護施設や里親のもとで生活する児童が、施設を退所した後等に地域で孤立することなく安心して生活できるよう、施設や里親、地域、ボランティア、関係機関等と連携し、自立生活をサポートする体制を整えます。

④ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進

里親体験発表会や相談会の開催や効果的な周知活動等を積極的に実施し、里親の登録拡大に努めます。また、里親が安定した養育ができるよう支援するとともに、里親を社会全体で支援する気運の向上に取り組みます。

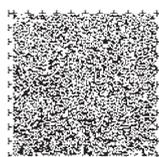
⑤ 一時保護所の適正な運営の確保

一時保護所の運営に当たっては、定められた基準等に沿った適正な運営を行い、アドボケイト（子ども意見表明支援員）が児童一人ひとりの意見・要望を聴き取り、支援や環境改善等に反映させます。

⑥ A I 等を活用した相談対応機能の強化

新規

A I ・ I C T 機器等を導入し「判断の迅速化と質向上」「業務効率化」「人材育成」など相談対応機能を強化します。



(4) ヤングケアラー支援対策の推進

ヤングケアラーの理解を深めるための周知啓発を行うとともに、区の組織横断的な連携及び子ども食堂など民間団体や関係機関との連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見と迅速な支援につなげます。また、子ども家庭支援センターに配置したヤングケアラー支援コーディネーターを中心に支援家庭の意向に添った支援の充実を図ります。

具体的な取組

① 家庭が抱える様々な状況・課題の共有と支援

拡充

学校、医療機関、子ども食堂など、地域の支援体制を強化するとともに、「ヤングケアラーサポーター養成講座」を実施し、地域のヤングケアラーへの理解を深め、ヤングケアラーが安心して支援を求められる環境づくりを推進します。

② 子どもが声を上げやすい環境づくり

子ども及び区民向けのヤングケアラー支援に関するリーフレットを作成し、子ども本人や地域の大人に対する周知・啓発をさらに推進していきます。
また、SNS等を活用し、子どもが声をあげやすい環境を整えます。

③ 子どもの身体的な負担軽減と心理的サポート

子どもたちが、子どもらしく過ごせる時間を確保できるよう、日頃のケアによる身体的・心理的な負担を軽減するために、配食支援、訪問支援と外国語通訳派遣を実施します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

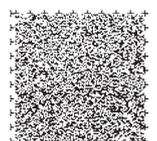
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



施策6 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える

SDGsのゴールとの関係



現状と課題

(1) ICTを活用した情報提供体制の構築

コロナ禍でテレワークやWeb会議などICTを介したコミュニティが増加し、子育て家庭の養育環境は大きく変化しています。

ICTを活用した母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスの情報提供、相談できる場の充実などが求められています。

(2) ひとり親家庭の多様なニーズに対応するサービスの充実

ひとり親家庭の増加やコミュニティの希薄化などにより、子育て不安解消に向けたきめ細かな支援が求められています。

区は、他自治体に先駆けて、裁判外紛争解決手続（ADR）利用助成をはじめ、離婚前後の弁護士相談や養育費保証利用助成、親子交流コーディネート事業など、ひとり親家庭の様々なニーズに対応するサービスを提供しています。

(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への支援

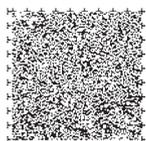
DV被害者に対する相談、保護、自立支援を充実するとともに、DV更生プログラム等の推進や、民間支援団体との連携が必要です。

DVは、表面化しにくく、相談に来られる時には、被害が深刻化しているケースが多く見受けられるため、専門の相談員が、関係機関と連携して丁寧に相談を受ける中で、DV行為や被害について説明し、DV被害者に寄り添った支援を行っています。

施策の考え方

児童虐待や非行、DVなどの子どもと家庭の問題に対し、関係機関と連携して総合的な支援を行うことで、自立した健全な子育てができる家庭環境づくりをめざします。

また、ひとり親家庭の多様なニーズに応え得る適切な対応を実施するとともに、DVについての情報を提供し、関係機関と連携しながらDV被害者に寄り添った支援を行います。



小項目と具体的な取組

(1) 相談事業・子育て情報提供の充実

子ども家庭支援センターにおける相談のほか、「みなと子ども相談ねっと」やスクールソーシャルワーカーなど、子ども自身の困りごとや不安、悩み等に寄り添う相談事業の充実を図ります。また、子育てをする家庭の子育て不安の解消を図るため、子育て情報提供の充実に努めます。

具体的な取組

① 子ども家庭支援センターの相談体制の充実

子ども家庭支援センターにおいて、子どもと子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、子ども向けの「みなと子ども相談ねっと」、保護者向けの「おとなの子育て相談ねっと」のメール相談実施など相談体制の充実を図ります。

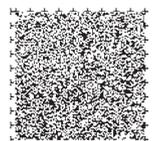
② 相談体制の整備

小学校及び中学校では、養育不安や不登校など問題を抱える家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣します。港区生活・就労支援センターでは、高校、大学等に進学後も、家庭等に関する相談業務を行うなど、切れ目なく支援します。

③ 子育て情報提供の充実

拡充

「メールマガジンきらっと☆」や「港区出産・子育て応援メール」により、子育て情報や、家庭内の円滑なコミュニケーションに役立つ情報を発信します。また、LINEを活用した施設の空き情報の提供や予約の導入などを進めます。



(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進

ひとり親家庭が抱える問題の解決を支援し、安心して子育てができるよう、母子・父子自立支援員が子ども・子育て支援サービスの利用について必要な配慮を行うほか、関係機関とも連携し、個々の状況にあった就労支援や資金貸付等、精神的負担や経済的負担の軽減に向けた支援を推進します。

具体的な取組

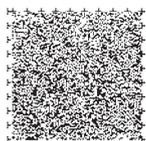
① ひとり親家庭に対する経済的支援の充実

ひとり親家庭の教育訓練や職業訓練における給付金の支給等を通じて、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。また、港区生活・就労支援センターにひとり親家庭自立支援員を配置し、経済的に安定するための支援を行います。

② ひとり親家庭に対する生活支援の充実

拡充

ひとり親家庭が安心して子育てできるよう、食料品の定期的な給付や、ホームヘルプサービスの実施により生活支援の充実を図ります。



(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応

配偶者暴力相談支援センター機能をもつ子ども家庭支援センターで、専門の相談員が配偶者等からの暴力の問題に関する相談に応じ、暴力被害から逃れてきた母子・父子等を港区立母子生活支援施設等の緊急一時保護施設で保護します。また、DV加害者が自身のDV行為に気づき、更生を促すプログラムの利用促進や、民間支援団体との連携を強化し、配偶者等からの暴力防止の環境を整備します。

具体的な取組

① DV被害者支援策の強化・充実

DV被害者の一時保護先を確保するため、DV被害者の支援活動を行っている民間団体に補助を行います。また、男性DV被害者の一時保護施設の拡充や、DV加害者更生プログラムの利用を促進するための助成制度を実施します。

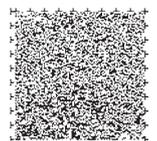
(4) 離婚前後の親への支援

離婚を考えている親又は既に離婚した親に対し、弁護士による養育費及び親子交流の取決めに関する法律相談を実施しています。また、離婚による心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子どもの健やかな成長を促すために、養育費及び親子交流等に関する裁判外紛争解決手続（ADR）や、養育費未払い問題解消のための養育費保証制度の利用を推進するとともに、取決めに基づく親子交流を円滑に行うためのコーディネートを行います。

具体的な取組

① 離婚前後の親への支援策の強化・充実

離婚前後の家庭が経済的に安定した生活を送れるよう、離婚時に取り決めた養育費の確実な履行を支援します。また、子どもの心理的安定に配慮した親子交流の機会づくりを支援します。



施策7 子どもの未来を応援する施策の推進

SDGsのゴールとの関係



現状と課題

(1) 家庭環境等に様々な問題を抱える家庭・子どもへの支援

子どもの貧困対策の推進に当たり、平成 28(2016)年に実施した「子どもの未来応援施策基礎調査」及び「学びの未来応援施策実態調査」の結果から、経済的問題だけではなく、様々な問題を抱える家庭・子どもの問題が判明しました。

区としては、経済的事由以外に起因する問題にも様々な視点から積極的に取り組むこととし、対象者をより広く捉え、全庁をあげて横断的・総合的に取り組んでいます。

(2) 「港区子どもの未来応援施策」による貧困対策の実施

平成 26(2014)年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。これを踏まえ、経済的問題だけでなく、家庭環境等において様々な問題を抱える家庭・子どもに対しても積極的に支援することとしました。

区では「港区子どもの未来応援施策」として子どもの貧困対策に関する事業を実施しています。

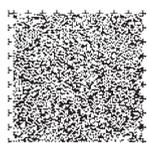
(3) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

令和元(2019)年6月に子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。この改正で、区市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めることが努力義務化されました。

施策の考え方

家庭環境等で問題を抱える家庭に対する生活環境や経済的安定の支援を充実します。

また、地域が一体となって「港区子どもの未来応援施策」を推進する体制を整備します。



小項目と具体的な取組

(1) 生活環境の安定の支援

子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他生活に関する支援により、家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが、毎日の生活を身体的・精神的に安定して送ることができるよう支援します。また、高校生世代の不安や悩みに寄り添い、子どもたちの育ちや権利が保障される居場所づくりを推進します。

具体的な取組

① 子育て家庭の生活や社会参加の支援

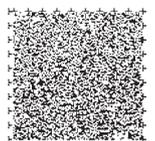
拡充

子育てへの不安解消や妊娠・出産期の社会的孤立を防止するために、産前産後家事・育児支援事業や子育てひろば事業の実施を通じて、親と子どもの生活支援及び社会参加の支援をします。

② 高校生の居場所づくり

新規

家庭や学校のほかに、高校生世代が思春期特有の悩みや不安などを相談でき、本音を言うことができる安全で安心して過ごせる第三の居場所を検討します。



(2) 経済的安定の支援

各種手当や生活に必要な食料品等の給付、貸付金の貸付け、教育、進学にかかる費用への支援等を実施し、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭の経済的安定を支援します。

具体的な取組

① 家庭環境等に様々な問題を抱える家庭への経済的支援

拡充

各種手当や生活に必要な食料品等の給付、貸付金の貸付け等を実施し、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭の経済的安定を支援します。

② 教育にかかる経済的支援の充実

経済的支援が必要な家庭に対し、教育、進学にかかる費用について、就学援助、各種手当等の支給や資金の貸付け等により支援します。また、大学生等を対象とした給付型奨学金や奨学資金返還者を対象とした免除制度を導入しています。

(3) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

子どもの孤食解消と保護者支援のため、子ども食堂を運営する個人や団体の活動に対して支援を行います。また、担い手の育成や子ども食堂の取組の輪を広げるために設立した港区子ども食堂ネットワークを活用して、子どもや保護者に対する支援や周知をより充実していきます。

具体的な取組

① 子どもの未来応援施策の普及・啓発

学習ボランティア養成講座等を通じて、区民等に対し子どもの未来応援施策の理解を促進するとともに、地域で子どもたちを応援する人材の確保、育成を行います。

② 子どもの孤食解消と保護者支援

港区子ども食堂ネットワークを通じて、子ども食堂が安定的に運営できるよう支援し、開催場所や開催回数の増加をめざします。また、多様な手法により子どもの孤食解消を図ります。

